

結婚相談員紹介

矢部地区結婚相談員の松本です。

YOU & YOU で出会い結婚して早いもので 10 月で 10 年を迎えます。

私の子供も今年から小学生になりました。一人の時にはできなかった様々な経験をさせてもらい、充実した日々を過ごしています。

出会いを求める方へ少しでもお手伝いができればと思っています。



松本 友幸 相談員
(城平) ☎72-0001

交流会紹介

予定をしておりました 8 月の交流会「長崎ペンギン水族館散策」は新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期といたします。延期後の開催日程につきましては、決まり次第改めてお知らせいたします。

交流会参加者の声

交流会終了後にいただいた参加者アンケートより感想の一部を紹介します。

- ・初めての参加で緊張しましたが、良い方ばかりでとても楽しかったです。(女性)
- ・初めての参加でしたが、すぐに緊張もほぐれ楽しく交流できました。(男性)
- ・人見知りの私でもすごく楽しむことができました。(女性)
- ・色々な場所を散策でき、参加メンバーと話ができたので良かったです。(男性)

交流会に参加された方の中から、これまで“39 組”のご夫婦が誕生しました。
出会いや婚活で悩んでいる方を YOU & YOU がサポートします！

問合せ先 YOU&YOU事務局 (役場 山の都創造課) 坂元・吉田
【電話番号】0967-72-1158【専用電話】090-9565-9589
【専用アドレス】marriage.support@town.kumamoto-yamato.lg.jp



やまと文化の森だより



企画展のご案内

○「小ヶ蔵セロリーズ」作品展

期間：8月1日～8月30日

小ヶ蔵地区の女性6名グループによる作品展です。

結成15年を迎え、メンバー各々の香りを出して活動しています。
かわいい作品の数々をお楽しみください。



○思い出ノートづくり講座

期間：8月28日13時30分～ 定員：20名 資料代：500円

ご自分の半生を振り返りながら、脳を活性化し老化防止につながります。

ゆっくり頭のトレーニングをしませんか。

※事前予約制 (先着順) となっておりますので、参加を希望される方は、やまと文化の森までご連絡をお願いします。

※各企画展の最終日は15:30までとなります。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、変更になる可能性があります。

※ご入館時には新型コロナウイルス感染症対策へのご協力をお願いしています。

問合せ先 山都町下市16番地 ☎72-9400 開館時間 9:00～17:00 入館無料
休館日 毎週月曜日、年末年始等 (月曜日が祝日又は振替休日の場合はその翌日)

わたしたちの人権

185

誰もが人間として生きていくうえで
侵すことのできない当然の権利
これが『人権』です



平成28年12月16日に部落差別は許されないものであるとの認識のもと、部落差別のない社会を実現することを目的として、「部落差別の解消の推進に関する法律 (部落差別解消推進法)」が公布、施行されました。この法律は、憲政史上、初めて部落問題の解決を目的とし、国が部落問題に真正面から取り組む姿勢を示した法律です。

部落差別解消推進法は6条からなる法律で、部落差別を考えるにあたっての基礎基本となる大切な認識が込められています。今回は、この法律のポイントとなる第1条と第5条をご紹介します。

踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

ポイント① 現在もなお『部落差別が存在する』ことを認知

ポイント② 『部落差別は許されないもの』『解消することが重要な課題』であると明記

部落差別解消推進法第一条の冒頭において、憲政史上初めて、部落差別

別の存在が法律において認知された。この法律の背景の一つに、情報化の進展に伴った差別の悪化・深刻化があります。現在もなお、特定の地域出身であることや、そこに住んでいることを理由として、結婚の際の身元調査や就職試験で本人の能力や適性に関係のない質問をするといった事案の他、インターネット上で爆発的に拡散される差別を助長するような書き込み等、深刻な問題が発生しています。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。
2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

ポイント③ 部落差別の解消に関する教育及び啓発の必要性を明記

部落問題について無知・無理解・無関心であることは、知らず知らずのうちにデマや偏見を醸成し、誤った情報や考えを拡散させてしまう可能性があります。国及び地方公

〈夏の『人権を考える町民の集い』の開催中止のお知らせ〉

差別のない、いじめのない、明るい町づくりを推進するため、例年7月に開催をしていました『人権を考える町民の集い』は、新型コロナウイルスの感染拡大防止及び来場者の皆様の健康を守ることを最優先と考え、中止することといたしました。開催を心待ちにされていた皆様には申し訳ございませんが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、12月の『人権を考える町民の集い』につきましては、今後の感染拡大状況等を踏まえ検討し、また改めてご連絡させていただきます。

共同体は互いに連携し、その地域の実情に応じた方法での人権教育、人権啓発、相談体制の充実強化を図っていくこととなりました。本町では、本法律及び「山都町あらゆる差別をなくし人権を大切にする条例」に基づき、部落差別をはじめ、あらゆる差別の解決解消に向け、今後も各種研修会や広報活動等のあらゆる機会を通じて、教育・啓発に取り組んで参ります。